

## 7. 転出・転入・その他手続き

### (1) 転出・転入の手続き

#### 転出

- ① 転居の予定が決まったら、学校（担任）に連絡します。
- ② 学校から配付される「転退学届」に必要な事項を記入し、学校（担任）に提出します。  
転退学届の日付は、提出日にします。
- ③ 学校から「在学証明書」「教科書給与証明書」「転入学通知書」の書類や、ゴム印等が入った封筒をもらいます。

#### 転入

- ① 新住所地を所管する役所で住民票の異動手続きをとる際、「在学証明書」を提示し「入学通知書」を発行してもらいます。
- ② 指定された学校に行き、「入学通知書」と「在学していた学校からの書類」を提出して転入学の手続きをします。  
( 予め電話等で転入することを伝えておくと、手続きが円滑に行われます。)  
※海外の場合は、学校に申し出てください。手続きが多少異なります。

### (2) 仮入学（体験入学）の手続き

学校長の判断においてできる手続きです。「仮入学願」を提出し、学校から仮入学願の写しを区役所に送付します。スポーツ健康センターには「追加加入届」の提出と費用の負担で、随時加入できます。

#### ※指定変更及び区域外就学について

川崎市は学区指定制を行っております。特別な事情がある場合のみ、指定変更及び区域外就学が認められています。その場合は、希望する学校長の所見が必要となります。  
指定変更には要件があり、該当しない場合は認められませんので、学校長に相談してください。